

28福保健薬第1239号

平成28年7月11日

各関係団体長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

小林 幸 男



毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

平素より、東京都の毒物劇物取締行政に御協力いただき感謝申し上げます。

平成28年7月1日付薬生発0701第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会(組合)の会員(組合員)に対する周知をお願いいたします。

《担当》

東京都 福祉保健局 健康安全部
薬務課 毒劇物指導担当 河野無限
(電話) 03-5320-4513
(ファクシミリ) 03-5388-1434

薬生発0701第1号
平成28年7月1日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕
殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について(通知)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(平成28年政令第255号。以下「改正政令」という。)が平成28年7月1日に公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を毒物に指定した。

(1) (クロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 100-44-7)

(2) メタンスルホニルクロリド及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 124-63-0)

2 次に掲げる物を劇物に指定した。

(1) グリコール酸及びこれを含有する製剤(ただし、グリコール酸3.6%以下を含有するものを除く。)

(CAS No. : 79-14-1)

(2) ビス(2-エチルヘキシル)＝水素＝ホスファート及びこれを含有する製剤(ただし、ビス(2-エチルヘキシル)＝水素＝ホスファート2%以下を含有するもの

を除く。)

(CAS No. : 298-07-7)

(3) ブチル (トリクロロ) スタンナン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1118-46-3)

(4) 2-セカンダリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 89-72-5)

(5) 無水酢酸及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 108-24-7)

(6) 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 108-31-6)

3 改正前の毒物及び劇物指定令 (昭和40年政令第2号) において、毒物として指定されていた2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤のうち、10%以下を含有する製剤を毒物から除外し新たに劇物に指定し ((1) 関係)、10%以下を含有する製剤のうち、容量20リットル以下の容器に収められたものであって、0.1%以下を含有するものを劇物から除外した ((2) 関係)。

(1) 2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-メルカプトエタノール10%以下を含有するものを除く。

(2) 2-メルカプトエタノール10%以下を含有する製剤。ただし、容量20リットル以下の容器に収められたものであって、2-メルカプトエタノール0.1%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 60-24-2)

4 次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 2, 2, 2-トリフルオロエチル = [(1S) -1-シアノ-2-メチルプロピル] カルバマート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 951242-61-8)

(2) メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有する製剤

(CAS No. : 7803-55-6)

5 施行期日

平成28年7月15日から施行する。ただし、毒物から「容量20リットル以下の容器に収められたものであって、2-メルカプトエタノール0.1%以下を含有するもの」を除外する改正及び第1の4については、公布日に施行する。

6 経過措置等

(1) 新たに毒物又は劇物に指定した第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、改正政令の施行日 (平成28年7月15日)

において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成28年10月31日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存するものについては、同日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は適用しない。

- (2) 新たに毒物から除外し、劇物に指定した第1の3（2）に掲げる物であつて、改正政令の施行日において、現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（第22条第5項において準用する場合を含む。）の規定による「医薬用外毒物」の表示がなされているものについては、平成28年10月31日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は適用しない。
- (3) 改正政令の施行日前にした第1の3（2）に掲げる物に係る違反については、改正前の罰則を適用する。
- (4) 新たに毒物又は劇物に指定した第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するものであるので、関係業者を適正に指導されたい。

第2 その他

改正政令の新旧対照表については、別添1のとおりである。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び毒物又は劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添2のとおりである。

○ 毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

別添 1

改 正 後	改 正 前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六の七 (略)</p> <p>六の八 <u>クロロメチルベンゼン及びこれを含有する製剤</u></p> <p>六の九 (略)</p> <p>六の十〜六の十四 (略)</p> <p>七〜二十六の四 (略)</p> <p>二十六の五 <u>メタンジホニトリクロリド及びこれを含有する製剤</u></p> <p>二十六の六 (略)</p> <p>二十六の七〜二十六の十一 (略)</p> <p>二十六の十二 <u>ニトメルカプトエタノール及びこれを含有する製剤。</u> ただし、ニトメルカプトエタノール〇%以下を含有するものを除</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六の六 (略)</p> <p>六の七 <u>三クロロ一・二アロベンジオール及びこれを含有する製剤</u></p> <p>(新設)</p> <p>六の八 <u>五塩化磷^ニ及びこれを含有する製剤</u></p> <p>六の九〜六の十三 (略)</p> <p>七〜二十六の三 (略)</p> <p>二十六の四 <u>ホスゲン及びこれを含有する製剤</u></p> <p>(新設)</p> <p>二十六の五 <u>メチルシクロヘキシル―四―クロルフエニルチオホスフ</u> <u>エイト及びこれを含有する製剤。ただし、メチルシクロヘキシル―</u> <u>四―クロルフエニルチオホスフエイト・五%以下を含有するものを除く。</u></p> <p>二十六の六〜二十六の十 (略)</p> <p>二十六の十一 <u>ニトメルカプトエタノール及びこれを含有する製剤</u></p>

<p>二十七〜三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一〜二十四 (略)</p> <p>二十四の二 <u>グリニール酸及びこれを含有する製剤。ただし、グリニール酸三・六%以下を含有するものを除く。</u></p> <p>二十五〜三十一の三 (略)</p> <p>三十二 <u>有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p>(1) (114) (略)</p> <p>(115) <u>ニ・ニ・ニトリニルオロエチルⅡ〔(S)ニ―シアノ―</u> <u>ニ―メチルアロピル〕カルバマート及びこれを含有する製剤</u></p> <p>(116) (略)</p>	<p>二十七〜三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一〜二十三 (略)</p> <p>二十四 <u>無機銀塩類。ただし、塩化銀及び硝酸銀を除く。</u></p> <p>(新設)</p> <p>二十五 <u>クレソールを含有する製剤。ただし、クレソール五%以下を含有するものを除く。</u></p> <p>二十六〜三十一の三 (略)</p> <p>三十二 <u>有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p>(1) (113) (略)</p> <p>(114) <u>ニトリアセニトリルと三トリアセニトリルとの混合物</u> <u>(ニトリアセニトリル八〇%以上八四%以下を含有し、かつ</u> <u>三トリアセニトリル一五%以上一九%以下を含有するもの</u> <u>に限る。)及びこれを含有する製剤</u></p> <p>(新設)</p> <p>(115) <u>ニ・ニ・ニトリメチル―三―シクロペンチンアセトニトリル</u> <u>一〇%以下を含有する製剤</u></p>
---	--

(117) |
| (177) | (略)

三十三 | 八十八 | (略)

八十の二 | ビス(二一エチルケキシル) || 水素 || ホスファート及び |
| これを含有する製剤。ただし、ビス(二一エチルケキシル) || 水素 ||
| ホスファート二%以上を含有するものを除く。

八十の三 | (略)

八十の四 | 八十八の六 | (略)

八十一 | 八十五の四 | (略)

八十五の五 | ブチル(トリクロロ)スタネン及びこれを含有する製 |
| 剤

八十五の六 | (略)

八十五の七 | 二一セカンダリーブチルエノール及びこれを含有する |
| 製剤

八十五の八 | (略)

(116) |
| (176) | (略)

三十三 | 七十九 | (略)

八十 | ビクリン酸塩類。ただし、燐葉素を除く。
(新設)

八十の二 | S・S | ビス(二一メチルプロピル) || O | エチル || ホス |
| ホロジチオアート(別名カサホス)一〇%以下を含有する製剤。
| ただし、S・S | ビス(二一メチルプロピル) || O | エチル || ホス |
| ホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

八十の三 | 八十九の五 | (略)

八十一 | 八十五の三 | (略)

八十五の四 | トーアチル || (E) | 一四 | 一 | 二 | 三 | ジメチル | 一五 | 一 |
エノキシ	一四	ビランリルメチレンアミノオキシメチル	ベンゾア				
ト及びこれを含有する製剤。ただし、トーアチル		(E)	一四	一			
二	三	ジメチル	一五	一	エノキシ	一四	ビランリルメチレンア
ミノオキシメチル	ベンゾアート五%以下を含有するものを除く。						

(新設)

八十五の五 | N | トーアチル | ビロリジン

(新設)

八十五の六 | 二一 | トーアチル | 一五 | 一 | 四 | トーアチル | ベンジル | 一五 | 一 |
| 一四 | クロロ | ビロリジン | 一三 | (二H) | トーン | 及びこれを含有する製

八十五の九 | 八十五の十一 | (略)

八十六 | 九十八 | (略)

九十八の二 | 無水酢酸及びこれを含有する製剤

九十八の三 | 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤

九十八の四 | (略)

九十八の五 | メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤。
| ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するも
| のを除く。

九十八の六 | (略)

九十八の七 | 九十八の十二 | (略)

九十九 | 百の十五 | (略)

百の十六 | 二一 | メルカプトエタノール一〇%以上を含有する製剤。た
| だし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、二
| 一 | メルカプトエタノール〇・一%以上を含有するものを除く。

百の十七 | (略)

百の十八 | (略)

百一 | 百九 | (略)

2 | (略)

製

八十五の七 | 八十五の九 | (略)

八十六 | 九十七 | (略)

九十八 | 無水クロム酸を含有する製剤

(新設)

(新設)

九十八の二 | メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタク
| リル酸二五%以下を含有するものを除く。

九十八の三 | メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

九十八の四 | メタンアルノン酸カルシウム及びこれを含有する製剤

九十八の五 | 九十八の十 | (略)

九十九 | 百の十四 | (略)

百の十五 | 二一 | メトキシ | 一 | 三 | 二 | ベンジオキサホスホリン | 一
| 二 | スルフイト及びこれを含有する製剤

(新設)

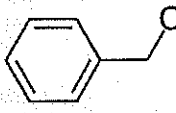
百の十六 | モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製
| 剤。ただし、モネンシンとして八%以下を含有するものを除く。

百の十七 | (略)

百一 | 百九 | (略)

2 | (略)

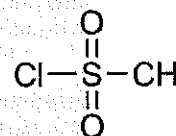
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
(クロロメチル)ベンゼン	 $C_7H_7Cl / C_6H_5CH_2Cl$ 分子量 126.59 CAS No. 100-44-7	原体及びこれを含有する製剤	外観: 刺激臭のある無色の液体 沸点: 179°C 融点: -43°C 密度: 1.10 g/cm ³ (20°C) 相対蒸気密度: 4.4 (空気=1) 蒸気圧: 120 Pa (20°C) 溶解性: 水、約1.2 g/L (25°C)、エタノール、エーテル、クロロホルムに混和 引火点: 67°C (c.c.) 安定性・反応性 金属の存在下で重合する。水の存在下で金属を腐食する。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 1,231 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) 知見なし 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット 0.55 (106 ppm/4hr) (蒸気) マウス 0.30 (57 ppm/4hr) (蒸気) 皮膚腐食性 ウサギ' なし (中等度～強度の刺激性) 眼刺激性 ウサギ' あり ヒト 重篤な損傷	染料・合成樹脂・香料の合成原料、医薬品及び農薬の中間体、紙力増強剤、ガソリン重合物生成防止剤等として使用。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

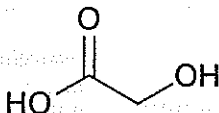
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
メタンスルホニルクロリド	 CH_3SO_2Cl 分子量 114.55 CAS No. 124-63-0	原体及びこれを含有する製剤	外観: 無色～淡黄色の発煙性液体 沸点: 162°C 融点: -32°C 密度: 1.4805 g/cm ³ (18°C) 相対蒸気密度: 4 (空気=1) 蒸気圧: 270 Pa (20°C) 溶解性: 水; 反応する。エタノール、エーテルに可溶 引火点: 110°C (c.c.) 安定性・反応性: 塩基(アンモニア他多くの物質)と激しく反応し、火災及び爆発の危険をもたらす。水、水蒸気と反応し、有毒で腐食性のフェューム(塩化水素等)を生成する。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 255 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ' >200 ~ <2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット 0.117 (25 ppm/4hr) (蒸気) 皮膚刺激性 ラット あり 眼刺激性 ウサギ' 重篤な損傷	燐燃化剤、写真関連、繊維染料、農業用化学製品、製薬における合成中間体。安定化剤、触媒、硬化剤、塩素化剤として使用。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

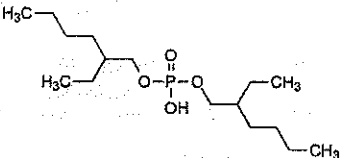
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
グリコール酸	 <p>C₂H₃O₃ / HOCH₂COOH 分子量 76.05 CAS No. 79-14-1</p>	原体及びこれを含有する製剤(3.6%以下を含有するものを除く。)	外観:無色の吸湿性結晶 沸点:100℃で分解 融点:80℃ 密度:1.49 g/cm ³ (25℃) 相対蒸気密度:2.6(空気=1) 蒸気圧:0.02 mmHg=2.67 Pa(25℃、外挿) 溶解性:水;非常によく溶ける(1,000 g/L, 25℃(推定))。メタノール、エタノール、アセトン、酢酸、エーテルに可溶 安定性・反応性: 強酸化剤、シアン化物、硫化物と反応。アルミニウム、亜鉛、スズと激しく反応。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 1,938 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >1,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット 3.6 (ミスト) 皮膚刺激性 ウサギ' あり 眼刺激性 ウサギ' 重篤な損傷 3.6%製剤: 皮膚刺激性 ウサギ' なし 眼刺激性 ウサギ' 軽度	皮膚・毛・爪のケア製品(化粧品)、洗浄剤、塗料剥離剤、繊維加工仕上げ剤、pH調整剤、有機化学合成の出発物質として使用。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

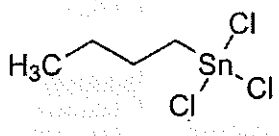
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
ビス(2-エチルヘキシル)水素ホスファート	 <p>C₁₆H₃₆O₄P 分子量 322.43 CAS No. 298-07-7</p>	原体及びこれを含有する製剤(2%以下を含有するものを除く。)	外観:無色又は琥珀色/淡黄色の液体 沸点:240℃で分解 融点:-50℃ 密度:0.97 g/cm ³ 相対蒸気密度:11.1(空気=1) 蒸気圧:10 Pa(20℃) 溶解性:水; 0.21 g/100mL(20℃)、ベンゼン、ヘキサンに可溶 引火点:198℃(c.c.) 安定性・反応性: 多くの金属と反応し水素を発生。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 1,400 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ' 1,200 急性吸入毒性 LD ₅₀ (mg/L(8hr)) ラット >1.3(2.6 mg/L/4hr)から推定(飽和蒸気) LC ₅₀ (mg/L(4hr)) 1.0~5.0程度 皮膚腐食性 ウサギ' あり 眼刺激性 ウサギ' 重篤な損傷 2%製剤: 皮膚腐食性 ウサギ' なし(軽度の刺激性) 眼刺激性 ウサギ' なし	希土類の選択抽出剤、ウラン化合物等金属塩の抽出剤、核燃料の精製、金属の抽出、プラスチック製造の界面活性剤成分、繊維工業における染色助剤、潤滑油、防蝕剤、抗酸化剤として使用。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

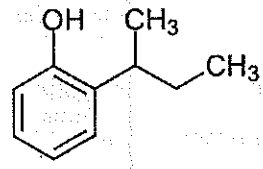
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
ブチル(トリクロロ)スタナン	 <p style="text-align: center;"> $C_4H_9Cl_3Sn$ 分子量 282.19 CAS No. 1118-46-3 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 無色～琥珀色の液体 沸点: 98°C (13 hPa) 融点: -63°C 密度: 1.71 g/cm ³ (25°C) 相対蒸気密度: 9.7 (空気=1) 蒸気圧: 0.06 hPa (25°C) 溶解性: 可溶(加水分解)、ベンゼンに可溶 引火点: 81°C (c.c.) 安定性・反応性: 水と反応。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 2,200 マウス 1,400 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) 知見なし 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) 知見なし 皮膚腐食性 ウサギ あり 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷	プラスチック(ポリ塩化ビニル樹脂等)に添加する安定化剤の中間体。他の有機スズ化合物の中間体。高純度のものはガラス表面処理剤として使用。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

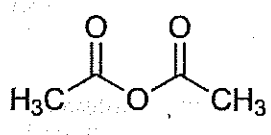
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-セカンダリーブチルフェノール	 <p style="text-align: center;"> $C_{10}H_{14}O$ 分子量 150.22 CAS No. 89-72-5 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 淡黄色の透明な液体 沸点: 228°C 融点: 16°C 密度: 0.9804 g/cm ³ (25°C) 相対蒸気密度: 5.2 (空気=1) 蒸気圧: 109 Pa (25°C) 溶解性: 水1,520 mg/L (20°C)、アルコール、エーテル、アルカリにわずかに溶ける。 引火点: 107°C 安定性・反応性: 酸化剤と反応する。塩基、酸無水物、酸塩化物と激しく反応する。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >500 ~ <1,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ 5,560 急性吸入毒性 LD ₅₀ (mg/L (7hr)) ラット >6.6 から換算 (飽和蒸気) LC ₅₀ (mg/L (4hr)) >1.78 皮膚腐食性 ウサギ あり 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷	樹脂、可塑剤、界面活性剤及び他の製品の製造における化学中間体。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

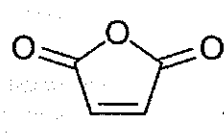
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
無水酢酸	 <p>C₄H₆O₄ / (CH₃CO)₂O 分子量 102.09 CAS No. 108-24-7</p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 刺激臭のある無色の液体 沸点: 139°C 融点: -73°C 密度: 1.08 g/cm ³ (20°C) 相対蒸気密度: 3.5 (空気=1) 蒸気圧: 0.5 kPa (25°C) 溶解性: 水; 分解 (2.6 wt%, 20°C)、アルコール、エーテル、クロロホルムに可溶 引火点: 49°C (c.c.) 安定性・反応性: 水と激しく反応し、酢酸と熱を生成。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 630 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ 4,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット 2.1 (500 ppm/4hr) (蒸気) 皮膚腐食性 ウサギ・ヒト あり 眼刺激性 ウサギ・ヒト 重篤な損傷	アセチルセルロース繊維、プラスチック及び酢酸ビニルの製造に使用。医薬品(アスピリン等)、染料及び香料の製造において、アセチル化剤及び縮合剤として使用。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
無水マレイン酸	 <p>C₄H₂O₃ 分子量 98.06 CAS No. 108-31-6</p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 刺激臭のある無色～白色の結晶 沸点: 202°C 融点: 52.8°C 密度: 1.48 g/cm ³ (25°C) 相対蒸気密度: 3.4 (空気=1) 蒸気圧: 25 Pa (25°C) 溶解性: 水と反応(容易に加水分解されてマレイン酸なる)、アセトン、酢酸エチル、クロロホルム、ベンゼンに可溶 引火点: 102°C (c.c.) 安定性・反応性: 水酸化アルカリ、アルカリ金属、アミン、酸化剤と激しく反応。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 400～1,100 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ 2,620 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット >1.1 (ミスト) 皮膚腐食性 ウサギ あり 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷	主に合成樹脂(不飽和ポリエステル樹脂、樹脂改質剤等)及びフマル酸合成の原料。塩化ビニル安定剤、塗料・インキ用樹脂、農業の原料として使用。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物から劇物(10%以下を含有する製剤)に指定し、劇物(容量20リットル以下の容器に収められたものであって、0.1%以下を含有する製剤)から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-メルカプトエタノール10%以下を含有する製剤、容量20リットル以下の容器に収められたものであって、0.1%以下を含有する製剤	$\text{HS}-\text{CH}_2-\text{CH}_2-\text{OH}$ $\text{C}_2\text{H}_6\text{OS} / \text{HSCH}_2\text{CH}_2\text{OH}$ 分子量 78.13 CAS No. 60-24-2	これを含有する製剤	外観:特徴的な臭気の無色の液体 沸点:157℃(分解) 融点:-100℃、<-50℃ 比重:1.1 g/mL 蒸気圧:1.756 mmHg (=0.234 kPa(25℃)) 相対蒸気密度:2.69 (空気=1) 溶解性:水可溶、エタノール、エーテル、ベンゼンに可溶 引火点:74℃(c.c.)	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) マウス 190 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 150 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット 2(蒸気、推定値) 皮膚刺激性 ウサギ' なし(強度の刺激性) 眼刺激性 ウサギ' あり 10%製剤: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >200 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット >2.1 (ミスト) 0.1%製剤: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >2,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >10,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット >10.3 (ミスト)	化学繊維・樹脂添加剤。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

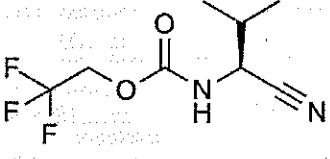
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
メタバナジウム酸アンモニウム0.01%以下を含有する製剤	$\text{NH}_4^+ \quad \text{O}=\text{V}(\text{O})_2^-$ $\text{NH}_4\text{VO}_3 / (\text{NH}_4)^+(\text{VO}_3)^-$ 分子量 319.83 CAS No. 7803-55-6	これを含有する製剤	外観:白色～淡黄色の結晶性粉末 融点:なし(200℃で分解) 密度:2.33 g/cm ³ 溶解性:水;4.8 g/L(20℃)、モノエタノールアミン及びジエタノールアミンに易溶 引火性:不燃性	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂) 218 ラット(♀) 141 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >2,500 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット(♂) 2.61 ラット(♀) 2.43 (ダスト) 皮膚刺激性 知見なし 眼刺激性 知見なし 0.01%製剤: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >2,000 皮膚腐食性 ウサギ' なし 眼刺激性 ウサギ' なし	接触法硫酸製造用触媒、ナフタリン・o-キシレンの空気酸化による無水フタル酸製造用触媒、ベンゼンからの無水マレイン酸製造用触媒等の製造、陶磁器(タイル)の着色顔料、試薬。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2, 2, 2-トリフルオロエチル=[(1S)-1-シアノ-2-メチルプロピル]カルバマート	 <p style="text-align: center;"> $C_8H_{11}NF_3N_2O_2$ 分子量 224.18 CAS No.: 961242-61-8 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 透明水飴状 沸点: 120°C/3 mmHg 凝固点: 25.5°C 蒸気圧: 3.2×10 ⁻⁶ hPa (20°C)、 5.2×10 ⁻⁶ hPa (25°C)、 4.9×10 ⁻⁶ hPa (50°C) 溶解性: 水; 200 mg/L 未満 引火点: 156°C (a.c) 分解温度: 200°C 安定性・反応性: 酸性化で安定、アルカリ性で不安定。 185°Cでやや不安定。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >300 ~ ≤2,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット >4.62 (ミスト) 皮膚腐食性 ウサギ なし 眼刺激性 ウサギ なし	農業の中間体

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。